

「岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則」
をここに公布する。

平成28年 月 日

岡谷市長 今 井 竜 五

岡谷市規則第 号

岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則

別紙のとおり。

岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則（平成13年岡谷市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「教育委員会」を「教育長及び教育委員会」に改める。

第9条第1項中「(親権者又は後見人)」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の連帯保証人は奨学生の親権者又は後見人とし、保証人は岡谷市に居住し、かつ、相当の資力を有し、独立した生計を営む成年者とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則(平成13年岡谷市規則第51号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則 平成13年12月21日規則第51号 改正 平成23年 3月31日規則第14号</p> <p>(選考委員会)</p> <p>第3条 奨学生を選考するため、奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。</p> <p>2 選考委員会は、10人以内の委員をもって組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 関係行政機関の職員</p> <p>(2) 教育委員会の委員</p> <p>(3) 識見を有する者</p> <p>(誓約書)</p> <p>第9条 奨学生は、連帯保証人(親権者又は後見人)及び保証人が連署した誓約書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の保証人は、岡谷市に居住し、かつ、相当の資力を有する成年者でなければならない。</p> <p>附 則(平成23年規則第14号)</p> <p>この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>○岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則 平成13年12月21日規則第51号 改正 平成28年3月31日規則第 号</p> <p>(選考委員会)</p> <p>第3条 奨学生を選考するため、奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。</p> <p>2 選考委員会は、10人以内の委員をもって組織する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 関係行政機関の職員</p> <p>(2) 教育長及び教育委員会の委員</p> <p>(3) 識見を有する者</p> <p>(誓約書)</p> <p>第9条 奨学生は、連帯保証人及び保証人が連署した誓約書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の連帯保証人は奨学生の親権者又は後見人とし、保証人は、岡谷市内に居住し、かつ、相当の資力を有し、独立した生計を営む成年者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>附 則(平成28年規則第 号)</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>